

令和8年度

# 保育園・認定こども園 入園案内



ヨッピー

ピッピー

1. はじめに	1
2. 保育認定区分について	1
3. 施設利用の保育認定要件について	2
4. 入園申し込みの受付期間等について	4
5. 利用調整と入園決定について	5
6. 認定こども園(1号)入園までの流れ	6
7. 保育園・認定こども園(2号・3号)入園までの流れ	7
8. 入園申請・認定申請に関する注意事項について	8
9. 保育料・給食費等について	10
10. 一時預かり事業(幼稚園型)、延長保育事業の保育料について	11
11. 令和8年度市内保育施設受入年齢・保育時間等 一覧	12

吉野川市 こども未来課

TEL 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

◆ 令和8年度 年齢早見表 ◆

申請対象児の生年月日から、令和7年4月1日現在の年齢を確認してください。

5歳児	令和2年4月2日生 2020/4/2	~	令和3年4月1日生 2021/4/1
4歳児	令和3年4月2日生 2021/4/2	~	令和4年4月1日生 2022/4/1
3歳児	令和4年4月2日生 2022/4/2	~	令和5年4月1日生 2023/4/1
2歳児	令和5年4月2日生 2023/4/2	~	令和6年4月1日生 2024/4/1
1歳児	令和6年4月2日生 2024/4/2	~	令和7年4月1日生 2025/4/1
0歳児	令和7年4月2日生 2025/4/2	~	

令和8年度中の保育料や受入年齢などは、こちらになりますので、ご確認ください。

# 1. はじめに

## (1) 保育所(園)・認定こども園とは

保育所(園)・認定こども園は、保護者の方が、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって、子どもたちの健全な心身の発達を図ることを目的に保育・教育を行う施設です。

## (2) 保育園と認定こども園との違い

### 保育所(園)

保護者の方が、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって保育を行う施設



※ 市内にはひかり乳幼児保育園1園のため、以降は保育園と表記します。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設



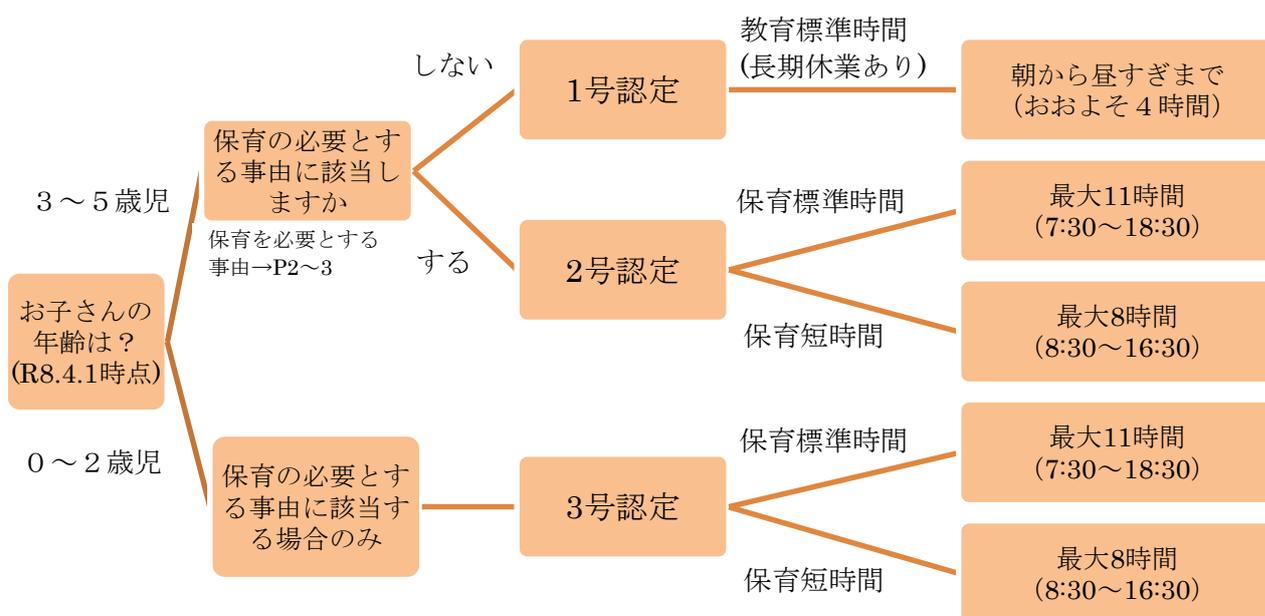
保育が必要な0～5歳児の児童、保育を必要としない3歳児以上の児童のどちらも利用可能な施設です。

## (3) 保育園、認定こども園に入園するためには

施設の利用を希望する場合は、住民登録のある市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

## 2. 保育認定区分について

保護者の状況やお子様の年齢、保育の必要性(詳しくはP2～3)などによってそれぞれに認定区分が異なります。このうち、2号・3号認定については、保育を必要とする事由に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定されます。



※各施設の保育時間については、P12～13をご覧ください。利用可能時間は、各施設の保育時間の範囲でとなります。

### 3. 施設利用の保育認定要件について

#### (1) 保育認定(2号・3号認定)について

認定こども園等で、2号・3号認定を受けるに当たっては、以下の2点が考慮されます。

##### ① 保育を必要とする事由

右記の表の事由のいずれかに該当し、保育の必要性があると認定された児童は認定を受けることができます。「集団生活に慣れさせたい」「下の子の保育に手がかかる」などの理由では利用することはできません。

##### ② 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、「保育標準時間(最大11時間)」「保育短時間(最大8時間)」と提供する保育時間が区分されますが、すべてのお子さまが最大時間の保育を利用するというわけではありません。

各ご家庭の「保育が必要な時間」に保育を提供するものとなっていますので、保育必要量を定める際には以下の点について、ご確認・ご承知おきください。

- 保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。
- 保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。逆は希望できません。
- 保育必要量にかかわらず、こども園等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみです。勤務時間等終了後は速やかなお迎えをお願いします。



#### 公立認定こども園保育時間

##### 【保育標準時間】



##### 【保育短時間】



### 重要

認定を受けるには、保育が必要かどうかの確認のため、書類の提出が必要です。

- ◆ 保育が必要な理由等が変更になる場合には、変更することが決まった時点で、こども未来課もしくは利用中の施設へお申し出の上、速やかに必要書類を提出してください。
- ◆ 離職等の届出をされていないなど、虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合には、認定取消(退園)となることがあります。

#### <保育が必要な理由等が変更した場合の例>

(例) 就職した(求職 → 就労)、離職した(就労 → 求職 または 退園)、妊娠した(就労 → 産前産後)、世帯員の増減(出産・結婚・離婚・転出等)、就労場所の変更や就労時間の変更、転居・転出 など

(2) 保育を必要とする事由および申請に必要な書類について

事由	内容	保育時間の区別	必要な書類
就 労	基本的に全ての労働 (月48時間以上)	原則月120時間未満は 保育短時間 月120時間以上は 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※内定の場合は、就労後再度提出が必要。入園希望月までに雇用期間が切れる場合申立書も必要
母親の出産	母親が出産の前後 (産前産後各 8 週間)	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)
病気等	病気、心身の障がい	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 疾病状況申立書 (父母は医師等の証明が必要)
介護・看護等	常時、家族の介護・看護 にあたる	保育短時間 ※看護等の時間に応じて 保育標準時間(要相談)	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 (医師等の証明が必要)
災害等	自然災害で家屋を損失 等しその復旧にあたって いる	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 (こども未来課に問い合わせてください)
求職活動	起業準備を含む	保育短時間 ※ 最大 90 日 注①	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 (あればハローワークカードの写し、 面接証明書)
在学 職業訓練	職業訓練校等における 職業訓練を含む	学校、職業訓練の時間に 応じて保育標準時間又 は保育短時間	<input type="checkbox"/> 在学証明書、カリキュラムなど訓練 等の時間や期間のわかるもの (兄・姉の場合は学生証の写し)
児童虐待 DV	児童虐待やDVの場合	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 保護証明書 (こども未来課に問い合わせてください)
育児休業★	育児休業取得以前から 既に保育を利用してい る児童の継続利用 (出産した児童の満 1 歳 の誕生日の前日が属する 月末まで)	保育短時間	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業欄への記載必須  <input type="checkbox"/> 在園児の継続入園における証明書
その他	上記に類する状態にあ ると市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間 に応じて保育標準時間又 は保育短時間	<input type="checkbox"/> 保育が必要なことを証明する書類 (こども未来課に問い合わせてください)



注①求職活動中でも保育園等へ入園を申し込むことができますが、入園した場合の求職活動での保育認定期間は、入園後90日を経過する日の属する月末までです。

◆その他必要な書類 (該当する場合に提出してください。)

その他の書類が必要な事由	提出書類
育児休業からの復帰をする場合	<input type="checkbox"/> 育児休業から仕事に復帰する保護者の入所意向調査
同一世帯に在宅で障がい児者手帳等をお持ちの方が いる場合	<input type="checkbox"/> 在宅障がい児(者)申立書(毎年度提出必要) ※ 添付書類は「在宅障がい児(者)申立書」に記載
ひとり親家庭に該当する場合 (事実婚は該当しません)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等申立書(毎年度提出) ※ 初めて提出する場合、ひとり親であることを確認できる 書類を添付(添付書類は「ひとり親家庭等申立書」に記載)
入所希望児童以外の未就学児を家庭で保育する場合	<input type="checkbox"/> 保育状況申告書

## 4. 入園申し込みの受付期間等について

### (1) 令和8年度入園申し込み当初受付

本市の当初受付では、令和8年4月1日入園から令和8年度中に保育園や認定こども園の利用を希望される全ての方を対象にして申請を受付、利用調整を行っています。出産や育児休業明け、就労などで年度途中の入園を予定している方もお申し込みください。

入園申請対象児

入園希望月の初日に吉野川市に住民登録があり、世帯を有する家庭の児童



必要書類などは市のホームページからもダウンロードできます。↓

<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2025061900029/>



### ● 保育を必要とする0~5歳児(2・3号認定)申し込みについて

→保育園・認定こども園(2・3号)入園までの流れ P7へ

※ 保護者が、保育の必要性の認定基準(就労等)に該当する場合があります。

下記受付期間中に必要書類を整えて申請手続きを行ってください。

- ▶ 受付期間 令和7年11月4日(火)~14日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)
- ▶ 受付場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 利用決定通知の送付時期 令和8年1月上旬頃

### ● 保育を必要としない3~5歳児(1号認定)の入園申し込みについて

→認定こども園(1号)入園までの流れ P6へ

下記期間中に、希望する認定こども園で入園申し込みを行ってください。

- ▷ 入園申込期間 令和7年10月1日(水)~10日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)  
※ 認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園は、10月28日(火)まで受付します。
- ▷ 入園申込場所 各認定こども園  
※ 1号認定の入園申し込みについては、直接こども園へ問い合わせください。  
※ 入園内定通知は10月末頃、各こども園から該当者に対し、認定申請書類と送られてきます。

入園内定後、下記の期間中に認定申請手続きを行ってください。

- ▶ 認定申請期間 令和7年11月4日(火)~14日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)
- ▶ 認定申請場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 利用決定通知の送付時期 令和8年1月上旬頃



### (2) (当初受付終了後) 令和8年度途中入園の随時申請受付

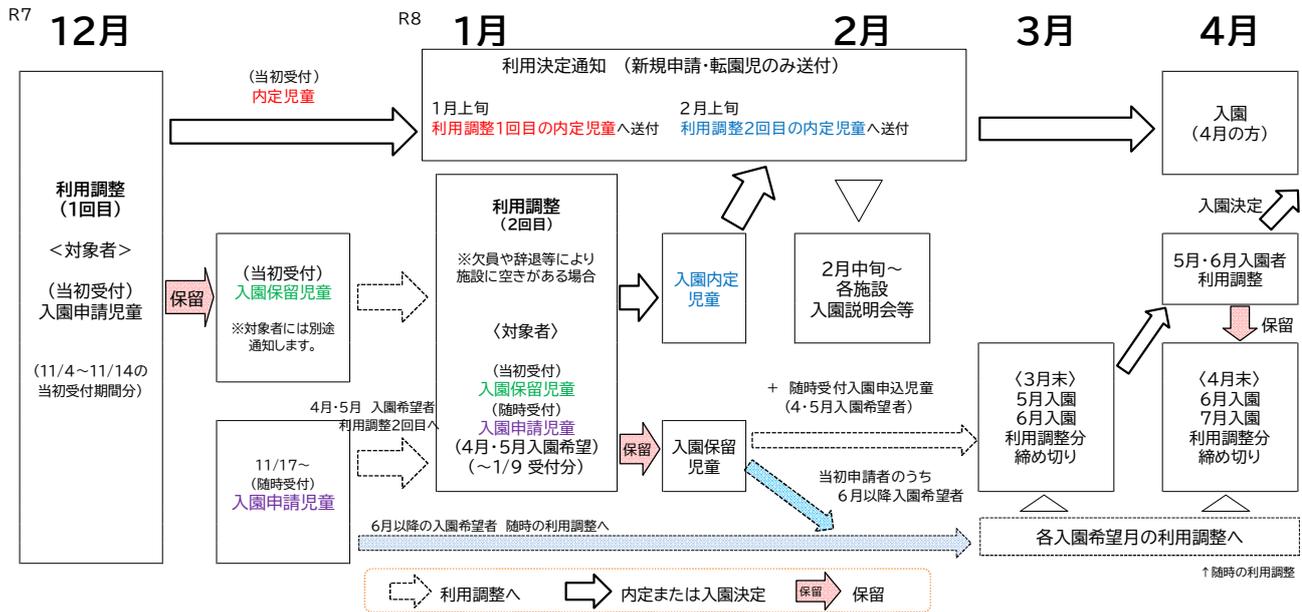
- ▶ 受付期間 入園を希望する月の前々月の末日(末日が土・日・祝の場合は、直前の平日)まで。
- ▶ 受付場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 利用決定通知の送付時期 入園希望月の前月中旬~下旬

途中入園については、こども未来課及び各支所で随時受付しています。ただし、定員に空きのある場合のみ入園できます。

## 5. 利用調整と入園決定について



### 令和8年度 利用調整・入園決定の流れ



### 利用調整の選考基準

#### ◆吉野川市における公立認定こども園の1号認定の選考基準

1. 継続児であること
2. 兄弟姉妹が継続児であること ※ 私立認定こども園・公私連携認定こども園
3. 年齢が高いこと 1号認定は、各施設の基準により選考します。



#### ◆吉野川市における2号・3号認定の選考基準

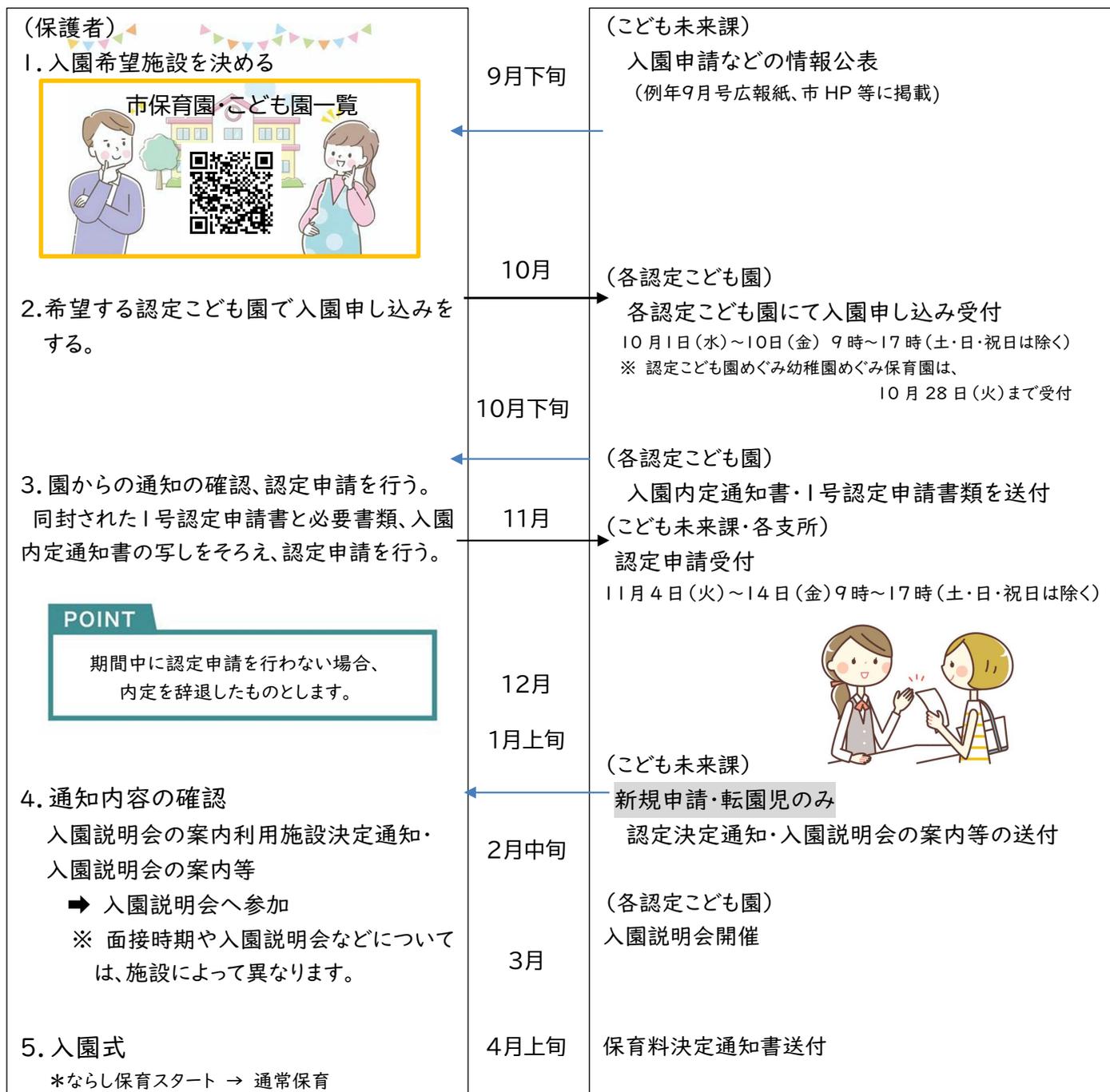
2号・3号認定の利用施設の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況等を確認し、より保育の必要性が高いと考えられる児童が優先的に保育を利用できるよう調整します。

#### ◆年度途中における利用調整について

1. 利用調整により入園保留となった方や随時受付にて入園申請を行った方について、希望施設に空きが出た場合は、月ごとの利用調整にて入園の調整をさせていただきます。
2. 4月以降の利用調整においては、入園希望月の2か月前に行われる利用調整から調整対象となります。
3. 利用調整で入園保留となった方は、自動的に次月以降の利用調整の対象となります。  
 入園申請を取り下げの場合は、お申し出ください。
4. 随時申請の方は、入園希望月の前々月の末日までに書類をすべてそろえて入園申請をしてください。  
 受付の期日を過ぎると、入園希望月の利用調整対象となりませんのでご注意ください。
5. 利用決定通知は新規申請・転園児のみ送付します。



## 6. 認定こども園(1号)入園までの流れ



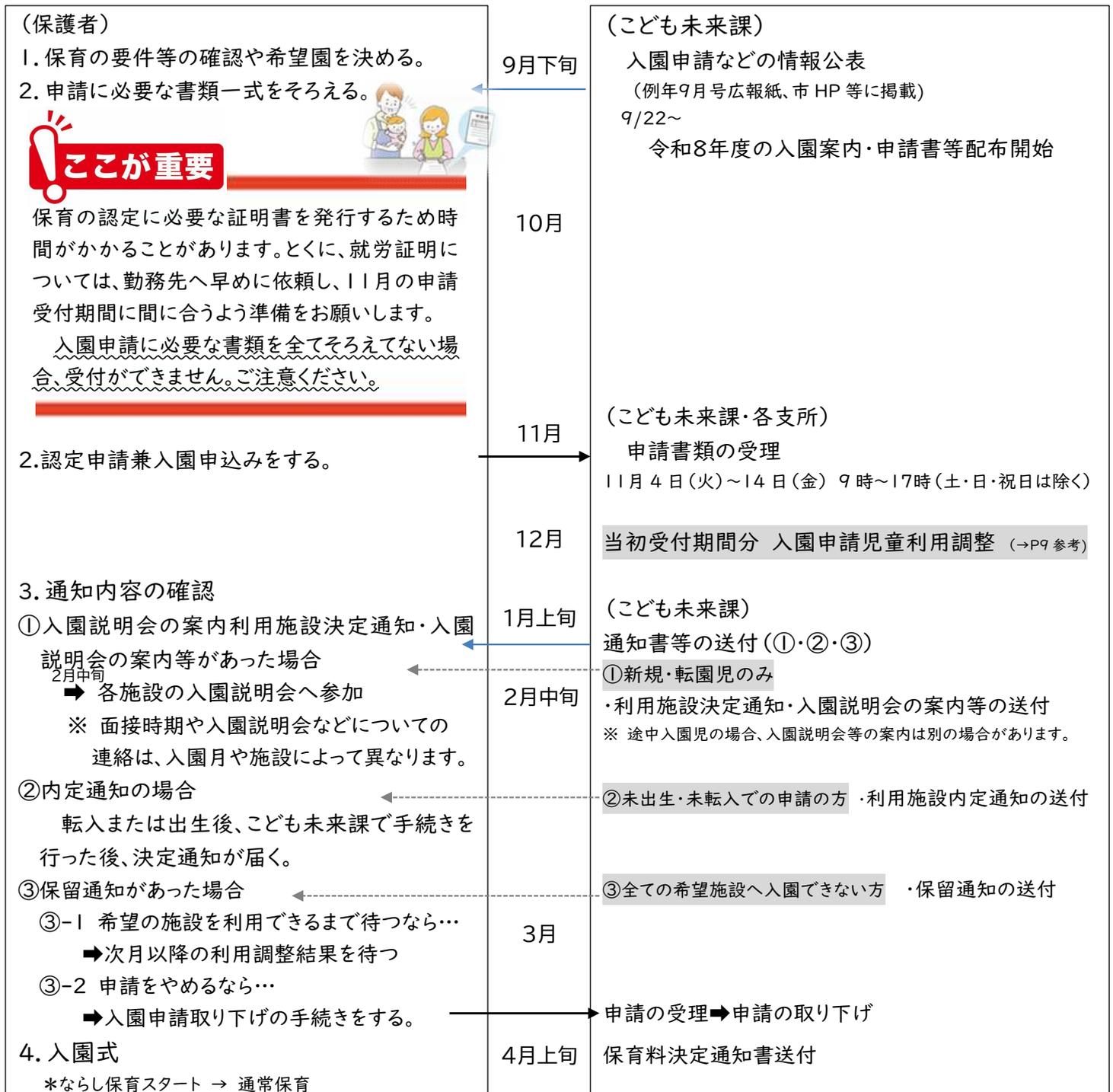
各施設で入園説明は行われますが、次のことについてあらかじめご確認をお願いいたします。

- ①開園時間 入園する施設の情報(P12-13)をご覧ください。
- ②ならし保育 園に通い始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、その期間は短い時間の保育となります。ならし保育は入園してからはじまり、1週間程度が午前中の保育になります。
- ③退園 年度途中で退園する場合は、退園が分かった時点で園へ報告し、退園届を認定こども園等へ提出してください。

※ 各施設における入園説明会や面接日などの詳細については、各施設にお問い合わせください。

※ なお、施設によって4月入園の場合は、4月1日から利用できない場合がありますので各施設にご確認ください。

## 7. 保育園・認定こども園(2・3号)入園までの流れ



各施設で入園説明は行われますが、次のことについてあらかじめご確認をお願いいたします。

- ①開園時間 入園する施設の情報(P12-13)をご覧ください。
- ②ならし保育 園に通い始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、ならし期間は短い時間の保育となります。ならし保育は入園してからはじまり、2週間程度は、午前だけの保育から段階的にならし保育の実施となります。
- ③転園 年度途中での転園は、原則として認めておりません。
- ④退園 年度途中で退園する場合は、退園が分かった時点で園へ報告し、退園届を園へ提出してください。

※ 各施設における入園説明会や面接日などの詳細については、各園にお問い合わせください。

※ なお、施設によって4月入園の場合は、4月1日から利用できない場合がありますので各施設にご確認ください。

## 8. 入園申請・認定申請に関する注意事項について

### ◆ 入園希望施設について

第2希望以下の施設に入園決定する場合があります。入園希望施設は、事前に条件が合うか確認し、必ず入園できる施設のみ記入してください。決定後の辞退は適正な利用調整の妨げとなるため、再度入園申請をした際、利用調整時に減点対象となります。<sup>②</sup> また、再度申請後に定員都合により施設に入園できず、利用保留となった場合、保留通知に「第1次申込みで希望した施設に内定したが辞退した」という文言を記載します。

### ◆ 利用定員について

保育の利用希望者が定員を上回り、希望された施設全てが定員に達した場合、入園ができないことがあります。入園が保留になった場合は、保留通知が送付されます。保留になった場合、申請を取り下げない限り、毎月利用調整を行い、入園が決定するまでは通知はありませんので、大切に保管しておいてください。

→ 詳しくは、P5 利用調整についてをご確認ください。

### ◆ 入園希望月について

- ・ 原則として入園日は毎月1日です（月途中からの入園はできません）。
- ・ 利用する施設が決定した後は、入園月は原則変更できません。入園希望月については、ご家族や勤務先とよく相談し申請してください。変更が必要であると認められる特別な事情を除き、入園月を変更したい場合は一度決定を辞退していただきます。その後、再度新たな入園希望月で申請をしてください。その場合、希望施設が定員満数で入園出来ないことがあります。また、上記<sup>②</sup>のように決定辞退の減点があります。

### ◆ 特別な支援が必要な場合について

受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、必ずお申し出ください。

### ◆ 転園について

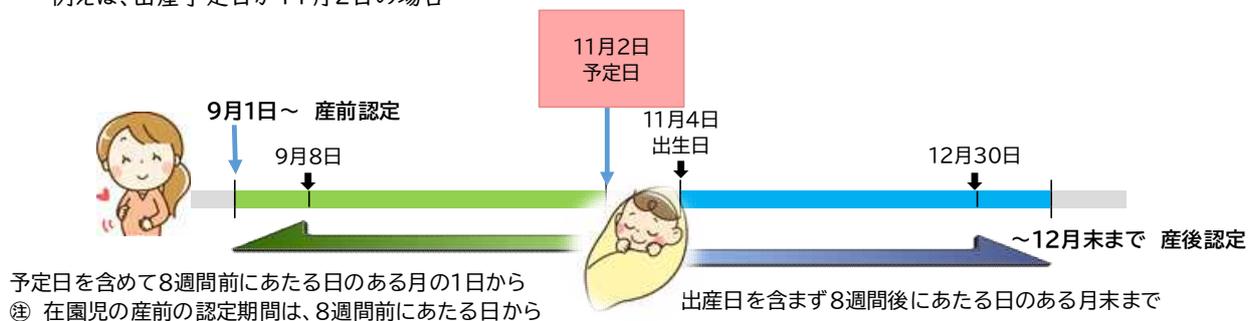
年度途中の吉野川市内保育施設間での転園は、原則認められません。

### ◆ 産前産後認定で申し込みする場合について



産前産後認定の期間のイメージ

例えば、出産予定日が11月2日の場合



産前産後認定の期間は出産予定日や誕生日によって、期間が変わることがあるのでご確認ください。

### ◆ 妊娠期の入園申し込みについて

妊娠期での入園申し込みも受け付けています。施設を利用予定のお子さまの出生前でも、保育の必要性の事由に該当すると保育認定を受けることができます。育休復帰などで、令和8年度中に入園を希望される場合は事前にお申し込みください。



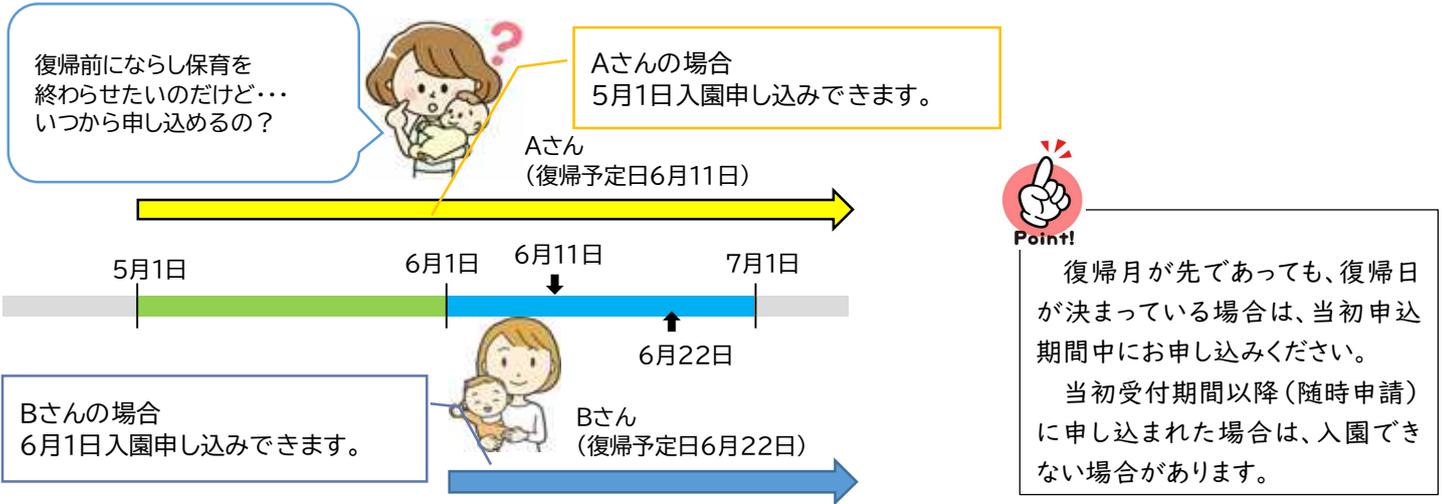
◆ 保護者の方が育児休業中の入園申し込みをする際の確認点

(1) 育休からの就労復帰の場合の入園希望できる月について

育休からの復帰(就労)で申し込む場合、就労復帰日によって、入園希望の申請できる月が決まってきます。申請時に提出する就労証明書の復帰予定日は必ず記入の上、申請後、復帰日に変更がある場合は速やかにご連絡ください。

育休からの復帰(就労)で申し込む場合

各施設でのならし保育開始が、入園(4月の場合入園式後)から始まるため、復帰日が1日~20日の場合は 復帰の前月から入園申し込みできます。  
21日~31日の場合は 復帰する月からの入園申し込みとなります。



★育休復帰で申し込む場合は、必ず育休から就労復帰をすることを前提としています。

就労復帰後は、速やかに就労証明書を提出してください。

(2) 育児休業の事由での保育認定について

育児休業の事由での保育認定を受けることができるのは、すでに施設を利用中の場合(継続利用)に限ります。

すでに施設を利用中の保育認定の児童について、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合等児童福祉の観点から必要があると認められる場合には、保護者が育児休業取得中であっても、出産した児童の満1歳の誕生日の前日が属する月末まで、利用している施設において継続して保育を受けることができます。

ただし、現在利用している施設とは別の施設を希望される場合は環境の変化が発生するため、原則として、育児休業を理由とする保育認定に該当しなくなりますので、ご了承ください。

◆ 広域入園について

- ①吉野川市外に居住していて、吉野川市内の施設を希望される方は、居住地の自治体にご相談ください。ただし利用調整については、吉野川市内に在住の方を優先させていただきます。
- ②吉野川市に居住していて、市外の施設を希望される場合は、早めにこども未来課にご相談ください。

◆ 転入予定での申込みについて

吉野川市内に引っ越しをする予定の場合、転入予定で申込みができます。ただし、吉野川市に転入予定で入園が内定した場合、入園月の前月末までに吉野川市に転入することが条件になっています。

## 9. 保育料・給食費等について

### (1) 保育料の決定について

原則、父母（支給認定保護者及びその配偶者）それぞれの課税額の合計で、保育料を決定します。

ただし、父母以外の者が家計の主宰者と判断される場合には、その方の税額を含めて保育料を算定します。住民税の更正や世帯の変更等があり申出をされた方は、申出の翌月より保育料を変更することができます。

#### ① 年齢について

令和8年4月1日現在の年齢（途中入所の場合も含む）で保育料を算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料算定上の年齢は変わりません。

#### ② 算定対象の税

令和8年4月～8月分の保育料……令和7年度市町村民税

令和8年9月～令和8年3月分の保育料……令和8年度市町村民税

※ 税額控除は、調整控除以外の控除（住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等）は適用しません。

保育料は国基準額の変更に伴い改正することがあります。

#### ◆ご協力をお願いします◆

保育料が無料であっても、保護者に代わって市が負担する額を決定するため、「保育料の階層区分」の確認を行いますので、保護者の所得確認にご協力をお願いいたします。



### (2) 保育料および給食費の無償化について

吉野川市では、子育て支援の一環として吉野川市に住民登録があり、「保育の必要があると認定された児童」に係る保育料および給食費を無償化しています。

※ただし、延長保育料等（認定別保育時間を超えて施設を利用する場合は、無償化対象外となり、別途保育料等が必要となります。保育時間、料金等については、各施設で異なりますので、詳しくは各施設または保育園・認定こども園施設案内をご確認ください。



※ 無償化対象となるためには、認定の申請が必要となります。  
詳細については、こども未来課保育係へお問い合わせください。



### (3) 吉野川市外から市内保育園、認定こども園をご利用の場合について

◎市外→（公立）鴨島東こども園・高越こども園をご利用の場合

お住まいの市町村が決定した保育料や給食費の補助により、保護者負担額が決定されます。決定後は本市へ納付することになりますので、ご承知おきください。納付方法については、原則、口座払いで納付いただいておりますが、「現金払い（納付書）」の方法もあります。詳細については、こども未来課保育係へお問い合わせください。

◎市外→（私立）鴨島ひかり乳幼児保育園をご利用の場合

お住まいの市町村が保育料を算定し、保護者利用者負担額が決定されます。決定後はお住まいの自治体へ納付することになりますので、保育料等に関するお問い合わせはお住まいの自治体へお願いいたします。

◎市外→私立認定こども園・公私連携認定こども園をご利用の場合

お住まいの市町村が保育料の算定及び給食費の補助の決定を行い、保護者負担額が決まります。決定後は各施設へ納付することになります。納期限や納付方法については各施設にて異なりますので、直接園にご確認ください。

## 10. 一時預かり事業(幼稚園型)・延長保育事業の保育料について

### ◆公立認定こども園(1号認定) 一時預かり事業(幼稚園型)

保護者の就労及び疾病等により、教育時間の終了後や長期休業中(夏季・冬季・春季)などに児童を預かる制度です。

同月において、同一世帯から2人以上の児童が一時預かりを利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、下記表より算定した額の一番高い児童を一人目として数え、2人目以降の者に係る一時預かり保育料は算定した額の半額とします。生活保護法による被保護世帯は、無料になります。市から保育を必要とする認定(主に私立園)を受けた場合、利用料は無償化の対象です。利用は月10日までとします。

利用日	時間	利用料(日額)
平日	14:00~18:30	250円
平日 延長	18:30~19:00	100円
長期休業日・土曜日	長期休業日 8:30~18:00 土曜日 8:30~17:30	1,000円

☆平日は、利用料と別におやつ代(50円)が必要です。

☆長期休業日・土曜日は、利用料と別におやつ代(50円)と給食代(250円)が必要です。

### ◆公立認定こども園(2・3号認定)延長保育

同月において、同一世帯から2人以上の児童が延長保育を利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、下記表より算定した額の一番高い児童を一人目として数え、2人目以降の者に係る延長保育料は算定した額の半額とします。生活保護法による被保護世帯は無料になります。

利用時間の区分ごとに算定した額が、それぞれの月額を超える場合は、その月額が上限となります。

	利用時間	月額	日額
延長保育	短時間児 16:30~18:30 16:30~17:30(土曜日)	2,000円	200円
	短時間児・標準時間児共通 18:30~19:00	1,000円	100円

※ 私立保育園・私立認定こども園・公私連携認定こども園の延長保育料・一時預かり保育料は施設情報をご覧ください。詳しくは、直接園にお問い合わせください。

※ 保育料・延長保育料・一時預かり保育料は、状況により改正することがあります。

### ◆土曜日の保育についてのお願い

土曜保育については、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

なお、土曜保育の申込みなどについては各施設にて異なりますので、利用する場合は、各施設に直接お問い合わせください。



11. 令和8年度市内保育施設 受入年齢・保育時間等 一覧



1号認定で利用する場合

【認定こども園】

設置種別	施設名	所在地/電話番号/FAX	受入年齢	定員
公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1 0883-24-8911/0883-24-8922	3・4・5歳児	15人
公立	高越こども園	山川町町94番地 0883-42-2430/0883-42-2400	3・4・5歳児	13人
公私連携	川島かもめこども園	川島町栗村2421番地1 0883-25-6690/0883-25-6691	3・4・5歳児	10人
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地 0883-24-2435/0883-22-0899	3・4・5歳児	15人
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1 0883-24-2856/0883-25-2857	3・4・5歳児	10人
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5 0883-30-1212/0883-30-1213	3・4・5歳児	10人
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9 0883-24-2356/0883-24-2356	3・4・5歳児	15人

2・3号認定で利用する場合

【保育所】

設置種別	施設名	所在地/電話番号/FAX	受入年齢	定員
私立	鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323番地151 0883-24-1282/0883-24-1283	0歳児～2歳児 (生後2か月～2歳児)	50人

【認定こども園】

設置種別	施設名等	所在地/電話番号/FAX	受入年齢	定員
公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1 0883-24-8911/0883-24-8922	0歳児～ (生後6か月～)	190人
公立	高越こども園	山川町町94番地 0883-42-2430/0883-42-2400	0歳児～ (生後6か月～)	116人
公私連携	川島かもめこども園	川島町栗村2421番地1 0883-25-6690/0883-25-6691	0歳児～ (生後6か月～)	100人
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地 0883-24-2435/0883-22-0899	1歳児～	100人
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1 0883-24-2856/0883-25-2857	0歳児 (生後4か月～)	160人
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5 0883-30-1212/0883-30-1213	0歳児～ (生後6か月～)	100人
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9 0883-24-2356/0883-24-2356	1歳児～ (1歳6か月～)	110人

- ★ 預かり保育(幼稚園型)の保育料 及び 延長保育料の料金については、保育園・認定こども園施設案内でご確認ください。
- ★ 受入年齢については、◆令和8年度 年齢早見表◆ を併せてご覧ください。

平日(月～金)	預かり保育(幼稚園型) (★別途預かり保育料必要)		備考(長期休業日は、暦により変動あり)
	平日(土曜日)	長期休業日(土曜日)	
8:30～14:00	14:00～19:00 (8:30～17:30)	8:30～18:00 (8:30～17:30)	夏季休業日 8月 1日～8月 26日 冬季休業日 12月 24日～1月 7日 春季休業日 3月 25日～4月 5日
8:30～14:00	14:00～19:00 (8:30～17:30)	8:30～18:00 (8:30～17:30)	
8:30～13:30	14:00～18:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	夏季休業日 8月 11日～8月 20日 冬季休業日 12月 29日～1月 3日 春季休業日 3月 25日～3月 31日
8:30～14:00	14:00～18:30 (8:30～18:00)	8:30～18:30 (8:30～18:00)	夏季休業日 7月 21日～8月 31日 冬季休業日 12月 21日～1月 7日 春季休業日 3月 21日～4月 7日
8:30～13:30	13:30～17:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	夏季休業日 8月 11日～8月 20日 冬季休業日 12月 29日～1月 3日 春季休業日 3月 25日～3月 31日
8:30～13:30	13:30～17:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	
8:30～14:00	14:00～18:30 (8:30～18:00)	8:30～18:30 (8:30～18:00)	夏季休業日 7月 21日～8月 26日 冬季休業日 12月 21日～1月 7日 春季休業日 3月 21日～4月 7日

保育時間				延長保育(★別途延長保育料必要)
平日(月～金)		土曜日		
標準時間	短時間	標準時間	短時間	
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)

保育時間				延長保育(★別途延長保育料必要)
平日(月～金)		土曜日		
標準時間	短時間	標準時間	短時間	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～17:30	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は17:30まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～17:30	8:30～16:30	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間 7:00～7:30延長保育あり
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)